

平成29年3月

定例記者会見

と き 平成29年2月21日（火）
午前10時30分から
ところ 市役所202・203会議室

会見次第

1. 市長あいさつ
2. 3月定例市議会上程議案について
3. 質 疑
4. その他

犬 山 市

目 次

1. 3月定例会市議会日程（案）	1
2. 提出議案の概要	2
3. 条例案件	3
4. 単行案件	2 3
5. 人事案件	2 6
6. 平成29年度当初予算の概要	2 7
7. 平成29年度当初予算会計別総括表	3 1
8. 平成29年度一般会計当初予算歳入款別表	3 2
9. 平成29年度一般会計当初予算歳出款別表	3 3
10. 平成29年度一般会計当初予算歳出性質別表	3 4
11. 平成29年度一般会計当初予算歳入歳出構成比表	3 5
12. 平成29年度新規及び主要事業	3 6
13. 平成29年3月補正予算の概要	5 9
14. 平成29年3月補正後予算会計別総括表	6 0
15. 平成29年3月補正予算案に計上した主なもの	6 1
16. 6月までの主な行催事	6 3

1. 3月定例市議会日程（案）

会期24日間（2月27日(月)～3月22日(水)）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	2. 27	月	午前10時	○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説○議案上程説明
第2日	28	火		○精 読
第3日	3. 1	水	午前10時	○補正予算案件に対する質疑・委員会審査・ 討論・採決
第4日	2	木		○精 読
第5日	3	金		○精 読
第6日	4	ⓧ		○休 会
第7日	5	ⓧ		○休 会
第8日	6	月	午前10時	○一般質問
第9日	7	火	午前10時	○一般質問
第10日	8	水	午前10時	○一般質問
第11日	9	木	午前10時	○一般質問
第12日	10	金	午前10時	○議案質疑
第13日	11	ⓧ		○休 会
第14日	12	ⓧ		○休 会
第15日	13	月	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第16日	14	火		○全員協議会
第17日	15	水		○部門委員会
第18日	16	木		○部門委員会
第19日	17	金		○部門委員会
第20日	18	ⓧ		○休 会
第21日	19	ⓧ		○休 会
第22日	20	ⓧ		○休 会
第23日	21	火		○休 会
第24日	22	水	午前10時	○再 開 ○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

2. 提出議案の概要

- 条例案件 25件（制定1、廃止1、一部改正23）
- 単行案件 3件
- 人事案件 1件
- 当初予算案件 9件（一般会計1、特別会計7、企業会計1）
- 補正予算案件 5件（一般会計1、特別会計3、企業会計1）

計 43案件を上程予定

3. 条例案件

犬山市教育委員会基本条例の制定について

(学校教育課)

【趣旨】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新教育委員会制度がスタートし、教育施策について市長と教育委員会とのより一層の連携強化が必要となる中で、教育には政治的中立性、継続性、安定性の確保が求められるため、教育委員会の運営に関し必要な事項を定めるよう制定するもの。

【内容】

教育委員会の運営にあたっての基本的なルールを明文化することで、教育委員会のありようを明確にし、市長と教育委員会の関係を整理する。

- ・ 条例制定の趣旨、目的（前文・第1条）
- ・ 教育委員会の役割と活動原則（第2条）
- ・ 教育長及び教育委員会の委員の身分と役割（第3条・第4条）
- ・ 教育委員会の会議の運営（第5条～第7条）
- ・ 総合教育会議（第8条・第9条）
- ・ 開かれた教育委員会（第10条・第11条）
- ・ 教育委員会事務局の体制整備（第12条）
- ・ 見直し手続き（第13条）
- ・ 附則

※類似の条例

- ・ 福岡県 嘉麻市教育基本条例

【施行日】

公布の日

犬山温泉審議会条例及び犬山市温泉給水条例の廃止について

(観光交流課)

【趣旨】

内田防災公園街区整備事業の多目的広場の整備に係る犬山温泉施設の廃止に伴い、2つの条例の設置目的、所掌事務が喪失するため、廃止するもの。

【内容】

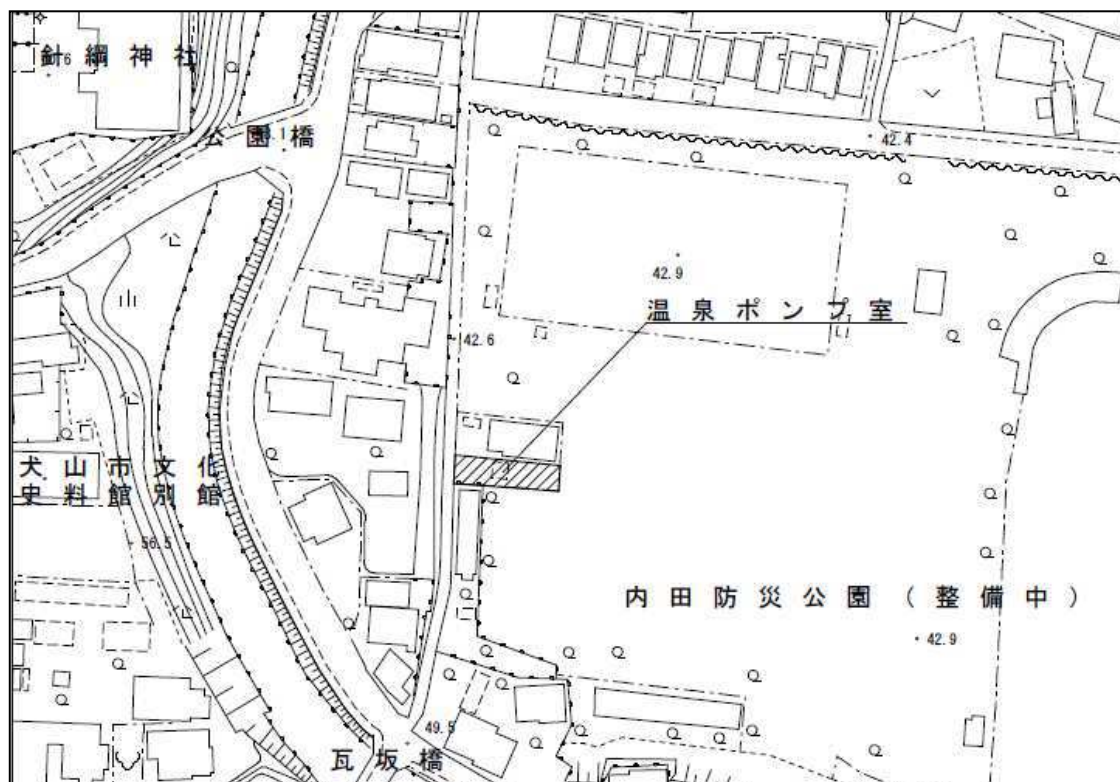
犬山温泉施設は、内田防災公園街区整備事業の整備エリア内にあり、機能は全停止で未稼働状態であった。

犬山温泉関係者への聞き取り、当時の書類調査により、当施設は昭和35年に温泉開きしたものの、3年後の昭和38年には、その機能を喪失したと思われる。

今回、内田防災公園街区整備事業の多目的広場を整備するにあたり、その施設を取り壊す必要が生じ、現況確認、湧水状況確認をした上で施設を廃止することとし、犬山温泉に関する2つの条例を、条例の設置目的や所掌事務が喪失するため廃止する。

【施行日】

平成29年4月1日



犬山市表彰条例の一部改正について

(企画広報課)

【趣旨】

表彰の対象者を見直すために条例の一部を改正するもの。

【内容】

①これまで第4条第3号において自治功労表彰として「本市副市長又は教育長の職にあった者」を表彰の対象者としてきたが、第3号においては「本市教育委員会委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員、監査委員又は人権擁護委員の職にあった者」と改め、同条第5号の「本市職員として永年勤続し、市の重職にあった者」という規定を削除する。

②特別職ではあるが常勤であり選挙によらない副市長及び教育長、一般職を表彰の対象から外し、選挙によって選ばれた特別職や、非常勤の特別職に対する表彰との区別を図り、より市民に理解を得られる制度としていく。

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市名誉市民条例の一部改正について

(企画広報課)

【趣旨】

審議会等の設置のあり方を見直すこと等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

○審議会等の設置のあり方の見直し

現在、犬山市名誉市民条例施行規則により規定されている名誉市民推挙審議会について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関に該当するものとして、その設置の根拠を犬山市名誉市民条例に規定する。（第4条）

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市附属機関設置条例の一部改正について

(各附属機関の所管課)

【 趣 旨 】

審議会等の設置のあり方を見直すこと等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【 内 容 】

○審議会等の設置のあり方の見直し

現在要綱等により設置されている会議体のうち、その内容が地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関に該当するものについて、その設置の根拠を見直し、この条例に規定することとする。

【 施 行 日 】

平成29年4月1日

犬山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について

(総務課)

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

番号法の改正（条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について規定する改正）に伴い、平成27年9月定例会にて規定した部分の一部を改正するもの。

①情報提供等記録の定義の修正（第2条第8号）

番号法の改正により、情報提供等記録の定義中に条例事務関係情報提供者が条例事務関係情報照会者に対して提供する特定個人情報についても規定されたことにより、特定個人情報の保護措置を定めた犬山市個人情報保護条例についても、同様の改正をするもの

②情報提供等記録を訂正した場合の取扱いの修正（第13条第3項）

情報提供等記録を訂正した場合に、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者へ必要な措置をとる旨を規定するもの

③条ずれに伴う所要の改正（第15条の2第1項第3号）

【施行日】

公布の日（平成27年9月定例会にて改正した部分について、施行日（平成29年5月30日）前に改正をするもの）

犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
(総務課)

【趣旨】

審議会等の設置のあり方を見直すこと等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

指定管理者の候補者を選定するために設置する「犬山市公の施設指定管理者選定審議会」に関する規定について、犬山市附属機関設置条例との整合性を取るため、所要の改正を行う。

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(総務課)

【趣旨】

人事院勧告に基づき、国家公務員に関する育児休業等に関する法律等の改正に準じ、条例の一部を改正するもの。

【内容】

育児や介護と仕事の両立を支援する制度を整備するため、以下の改正を行う。

①育児に係る「子」の範囲に、以下の子を追加する。

- 1) 特別養子縁組(※1)の監護期間中の子
- 2) 養子縁組里親(※2)に委託されている子
- 3) その他これらに準ずる者として規則で定める子

②介護を行う職員の時間外勤務を免除する規定を新設する。

〈用語説明〉

※1：養子と実親との法律上の親子関係を終了させる縁組で、原則6歳未満の子について、子の福祉のために特に必要があるときに家庭裁判所が成立させる養子縁組制度。養親となるため、6か月以上の監護が必要となる。

※2：養子縁組を希望する者のうち、知事が児童の養育を委託する者として適当と認める里親

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(総務課)

【趣旨】

人事院勧告に基づき、国家公務員の育児休業等に関する法律等の改正に準じ、条例の一部を改正するもの。

【内容】

育児や介護と仕事の両立を支援する制度を整備するため、以下の改正を行う。

①育児休業等の対象となる「子」に次の子を追加する。

養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られず、養育里親としての職員に委託された子

②「子」の範囲の拡大に伴う再度の育児休業ができる特別の事情及び終了後1年経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情を追加する。

特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了（特別養子縁組が成立しなかった場合）等

③介護時間の新設に伴い、現行の部分休業と介護時間を同日に取得する場合は、合計2時間までとする。

【施行日】

公布の日

犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(総務課)

【 趣 旨 】

附属機関の委員の報酬の額を定めること等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【 内 容 】

①審議会等の設置のあり方を見直すことに伴い、附属機関として設置する会議体の委員について、報酬の額を定める。

②固定資産評価審査委員会及び公平委員会の委員の報酬の額を改正する。

現 行：委員長 年額36,000円 委員 年額35,000円

改正後：委員長 日額 7,200円 委員 日額 7,200円

③選挙関係の特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を改正する。

・投票管理者

投票所又は期日前投票所の開設時間の変更に対応できるようにするため、現行の金額に「以内で市長が定める額」の文言を加える。

・選挙長、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人

開票を行う際に、午前0時を経過して勤務した場合の報酬の支給を1日分とするため、現行の「日額」から「1回」に規定を改める。

【 施 行 日 】

平成29年4月1日

犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について

総務課)

【 趣 旨 】

住居手当を改定することに伴い、条例の一部を改正するもの。

【 内 容 】

①目的：職員の犬山市内在住率の向上を図るため

②内容：

市外に居住し、住居手当の支給を受ける職員の手当額を、市内に居住し、住居手当の支給を受ける職員の手当額の1/2に相当する額とする。

ただし、条例施行日前から市外に居住する職員については、平成30年3月31日まで従前の額で支給する。（1年間の経過措置を設ける）

③現状（平成29年1月時点）：

住居手当支給者 114人（うち市内41人、市外73人）

④影響額

経過措置終了後の平成30年度は年間11,439,600円の減額

※現状で算出した場合

【 施 行 日 】

平成29年4月1日

犬山市行政財産の目的外使用料条例の一部改正について

(観光交流課・健康推進課)

【趣旨】

犬山国際観光センター喫茶コーナー及び犬山市民健康館軽食コーナーを廃止することに伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①犬山国際観光センター喫茶コーナー

出店者が2度退店した後、再度経営者を募集したが、応募者はなかった。その後設備の老朽化もあり、喫茶コーナーを撤去したため、今後は、利用者の自由スペースとして利用していくため、喫茶コーナーとしての使用を廃止する。

②犬山市民健康館軽食コーナー

昨年8月に出店者が退店し、軽食コーナーの出店者を募集したところ、1者の応募があったものの、温泉利用者が利用しやすい内容ではなかったため、不採用となった。今後、軽食出店による利用に捉われない様々な利用方法を可能としていくため、軽食コーナーとしての用途を廃止する。

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(学校教育課)

【趣旨】

犬山市相馬育英事業理事会の設置のあり方を見直すことに伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

これまで「犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する規則」において規定していた犬山市相馬育英事業理事会の設置（任務、組織、任期を含む）を条例で規定する。

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(学校教育課)

【趣旨】

犬山市岡部育英事業理事会の設置のあり方を見直すことに伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

これまで「犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する規則」において規定していた犬山市岡部育英事業理事会の設置（任務、組織、任期を含む）を条例で規定する。

【施行日】

平成29年4月1日

【 趣 旨 】

地方税法等の改正等に伴い、平成 29 年 4 月 1 日から導入予定であった軽自動車等の車体課税の見直しに係る条文の改正と、消費税率の 10%への引上げ時期を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日へ延伸することにより関連する税制上の措置等について改めるもの。

【 内 容 】

①車体課税の見直し内容を明記

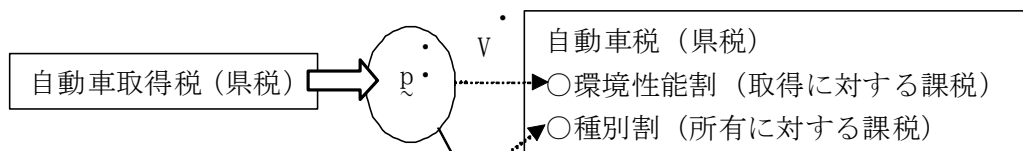
- ・軽自動車税における環境性能割の導入（現行の県税である自動車取得税が廃止され軽自動車の取得分については、市税による軽自動車税環境性能割として課税）
- ・現行の所有分に係る軽自動車税は、軽自動車税種別割へ名称変更

《環境性能割導入後の軽自動車税の法体系》

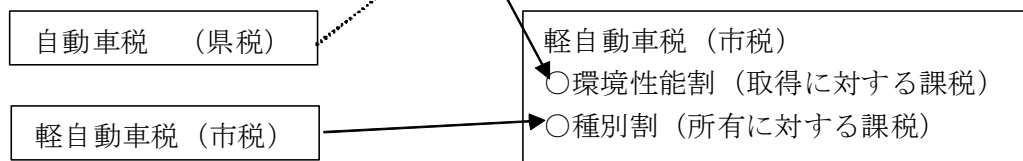
〈現行制度〉

〈平成 31 年 10 月 1 日〜〉

●取得に対する課税



●所有に対する課税



※軽自動車税の環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収する。

(次ページに続く。)

《環境性能割の具体的内容》

納税義務者等	自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場の所在地において、当該自動車を取得した者に課す。
課税主体	軽自動車については、軽自動車税環境性能割として市町村が課税主体となる。(軽自動車以外の登録車は、県が課税主体となる。) 新車・中古車問わず対象となる。
税額	自動車の取得価額×税率 取得価額＝(課税標準基準額＋オプション価額)×残価率 ※残価率は中古車の場合
免税点	50万円
徴収の方法	当分の間、申告納付により、県が賦課徴収を行う。 ＜申告納付＞申告書に証紙を貼って納付(原則)
税率	車種、排ガス要件・燃費基準により最高2%

◎自動車取得税と環境性能割との税率の比較

●自動車取得税税率

＜現行制度＞

		乗用車	軽自動車	営業用
平成32年度 燃費基準	+20%達成	非課税		
	+10%達成	0.6%	0.4%	
	達成	1.2%	0.8%	
平成27年度 燃費基準	+10%達成	1.8%	1.2%	
	+5%達成	2.4%	1.6%	
上記以外		3%	2%	



●環境性能割税率

＜平成31年10月1日～＞

乗用車	軽自動車	営業用
非課税		
1%	1%	0.5%
2%		1%
3%	2%	2%

? 参考?

○市町村交付金(県税:自動車税環境性能割)

…県は、軽自動車以外の登録車に係る自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の約100分の65を市町村に交付
＜交付基準＞現行の自動車取得税交付金の交付金等と同一

○軽自動車税環境性能割(市税)

…県が賦課徴収し、全額市へ払い込み。(歳入)

市から県へ、徴収取扱費として市への払込額のうち5%相当分を支払う。(歳出)

影響等

(歳入)・軽自動車税環境性能割 10,000千円
・自動車取得税交付金 △94,000千円
・自動車税環境性能割交付金 88,000千円

(歳出)・環境性能割取扱徴収費 500千円

※影響額については、平成27年度決算額等を基に通年で算定

(次ページに続く。)

②住宅取得等に係る措置（住宅ローン減税制度）の適用期限の延長

- ・個人市民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（平成 31 年 6 月 30 日）を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年 6 か月延長

影響等

平成 28 年度課税にかかる住宅借入金特別控除額

個人市民税相当分 53,000 千円

※適用期限延長措置による個人市民税の減収額分は、全額国費で補填

今後、延長がなければ平成 44 年度以降、約 50,000 千円が増額となる見込み。

③地方法人課税の偏在是正措置の実施時期の変更

- ・法人市民税（市民税・県民税）法人税割の税率引下げ実施時期を平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度からに変更

※平成 28 年 4 月臨時議会にて同内容が既に可決されているが、当該改正部分を削除し、施行時期を含めて改めて規定

《税体系》

法人市民税 →	均等割		現行	改正案
	法人税割 …	標準税率	9.7 % ⇒	6.0 % (△3.7%)
		制限税率	12.1 % ⇒	8.4 % (△3.7%)

影響等

（歳入）・法人税割税率引下げにより法人市民税 △270,000 千円

※影響額については、平成 27 年度決算額等を基に通年で算定

【 施 行 日 】

①及び③ 平成 31 年 10 月 1 日

② 平成 29 年 4 月 1 日

犬山市手数料条例の一部改正について

(長寿社会課)

【趣旨】

4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行する事業があるため、犬山市手数料条例の一部を改正するもの。

【内容】

①介護予防・日常生活支援総合事業に移行する事業

- ・高齢者生活支援事業 → 介護予防訪問介護事業
1回200円(週1回程度) 月額1,184円
- ・高齢者生きがいサロン事業 → 介護予防通所介護事業
1回300円(週1回程度) 月額1,335円

②市の委託から民間事業者による介護予防サービスに切り替え、指定制とする。

- ・高齢者生活支援事業実施規則及び高齢者生きがいサロン事業実施規則を廃止し、それぞれの事業で設定している手数料を条例上から削除する。

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市文化財保護条例の一部改正について

(歴史まちづくり課)

【趣旨】

犬山市文化財保護審議会の設置のあり方を見直すために条例の一部を改正するもの。

【内容】

これまで「犬山市文化財保護条例施行規則」において規定していた犬山市文化財保護審議会の設置(任務、組織、任期を含む)を条例で規定する。

- ・上記第15条の改正に伴う従前の第15条の第16条への繰り下げ。

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
(子ども未来課)

【趣旨】

子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を改正すること等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

保育料（利用者負担額）の減額。（第6条、第7条関係）

①低所得者層の階層（第3-1階層、第3-2階層、第4-1階層）の保育料減額

●月額保育料（抜粋）

<改正前> (単位：円)

保育短時間				
階層区分	2号認定（3歳以上児）	9市内順位	3号認定（3歳未満児）	9市内順位
第3-1階層	7,000	9位	9,700	9位
第3-2階層	11,000	9位	14,600	9位
第4-1階層	16,200	7位	19,500	7位

<改正後（案）> ()内は改正前後の差額 (単位：円)

保育短時間				
階層区分	2号認定（3歳以上児）	9市内順位	3号認定（3歳未満児）	9市内順位
第3-1階層	5,900 (△1,100)	6位	8,000 (△1,700)	6位
第3-2階層	8,100 (△2,900)	6位	10,400 (△4,200)	7位
第4-1階層	15,000 (△1,200)	5位	18,000 (△1,500)	4位

※近隣市（尾東地区9市）の保育料の平均で設定

※対象者 1,268人中165人（平成28年12月1日現在）

※影響額 保育料（歳入）として約350万円の減収の見込み

※尾東地区9市（江南、岩倉、小牧、瀬戸、尾張旭、日進、長久手、豊明、北名古屋）

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市遺児手当支給条例の一部改正について

(子ども未来課)

【趣旨】

遺児手当の受給資格消滅事由を明確化することに伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①遺児手当の受給資格の消滅について、消滅事由の1つとして父又は母の婚姻を規定している。この場合の父又は母について、誰の父又は母であるか特定されていないため、遺児の父又は母であることを明確にする。

②里親の用語の定義は、児童福祉法の規定を引用することとしているが、引用条文が適切でないためこれを改める。

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市養護老人ホーム条例の一部改正について

(長寿社会課)

【趣旨】

審議会等の設置のあり方を見直すこと等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

○審議会の設置のあり方の見直し

老人ホームへの入所措置者の審査を行う「犬山市老人ホーム入所判定委員会」に関する規定について、犬山市附属機関設置条例との整理を図るため、所要の改正を行う。

【施行日】

平成29年4月1日

犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(健康推進課)

【 趣 旨 】

訪問看護ステーションの時間外利用料の時間帯を変更すること及び審議会等の設置のあり方を見直すことに伴い、条例の一部を改正するもの。

【 内 容 】

①運営に関する改正

従来、時間外利用料の対象時間帯を「午前9時から午後4時以外」としていたものを、次のように改正する。

1) 訪問看護ステーションの時間外利用料の時間帯について、規則に定める業務時間以外とする。

2) 同時に改正する規則において、業務時間を午前9時から午後5時までと規定する。

これにより、時間外利用料の時間帯と業務の時間帯を整理する。

②運営協議会の設置に関する改正

犬山市訪問看護ステーション運営協議会について、附属機関として条例に新たに規定する。

③その他

用語や条ずれに伴う整理をする。

【 施 行 日 】

平成29年4月1日

犬山市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(消防総務課)

【 趣 旨 】

消防団員が水火災出場した際の費用弁償の額の一部を見直しするもの。

【 内 容 】

消防団員が水火災出場した場合の費用弁償について、

(改正前)

1 回の出場につき 2,000円

(改正後)

1 回の出場が

- ・ 4 時間未満のときは 2,000円
- ・ 4 時間以上のときは 4,000円 (平成28年実績 0 回、平成27年実績 1 回)

【 施 行 日 】

平成 2 9 年 4 月 1 日

県下消防団費用弁償一覧表 (各自治体HP掲載分の調査)

市町村名	支給対象	1 回当たりの支給額	市町村名	支給対象	1 回当たりの支給額
名古屋市	火災出場 3 時間以上	7,000円	西尾市	4 時間以下	3,000円
豊橋市	1 回の災出動	3,300円		4 時間超	6,000円
	6 時間以上の場合	7,000円	蒲郡市	1 出動で 3 時間毎	1,500円
岡崎市	火災出場 1 回	2,700円	大府市	4 時間以下場合	3,500円
瀬戸市	〃	2,700円		4 時間を超える場合	7,000円
半田市	〃	4,500円	日進市	4 時間以下場合	3,000円
春日井	〃	2,000円		4 時間を超える場合	6,000円
		連続して 4 時間以上	4,000円	愛西市	1 回につき
豊川市	1 回につき	3,000円	清須市	1 回につき	4,000円
津島市	〃	2,000円	尾張旭市	1 回につき	2,500円
刈谷市	〃	7,000円	みよし市	1 回につき	2,000円
豊田市	1 時間以下	2,000円	あま市	1 回につき	3,500円
	1 時間を超え 3 時間以下	4,000円	豊山町	1 回につき	4,300円
	3 時間を超え 5 時間以下	6,000円	大口町	1 回につき	2,500円
	5 時間を超える	7,000円	小牧市	1 回 (6 時間以内の場合)	2,000円
安城市	4 時間以下	3,500円		1 回 (6 時間以上の場合)	4,000円
	4 時間を超える場合	7,000円			

犬山市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

(消防総務課)

【 趣 旨 】

犬山市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金審査委員会の設置根拠、構成人数、任期を明確にすることに伴い、条例の一部を改正するもの。

【 内 容 】

①賞じゅつ金(※1)及び殉職者特別賞じゅつ金(※2)の授与に関して必要な事項を審査するため、犬山市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金審査委員会を置く。

②構成人数については、「6人以内で組織する。」と示した。

③任期については、任命の日から賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与に係る審査が終了するまでの期間とする。

賞じゅつ金の授与については、委員会の審査を経なければならないものとする。

④その他

用語の整理をする。

〈用語説明〉

※1：消防職員及び消防団員が消防業務に従事するに当たって一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合に支給される金銭。

※2：消防職員及び消防団員が、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合に支給される金銭。

【 施 行 日 】

平成29年4月1日

4. 単行案件

第5次犬山市総合計画の改訂について

(企画広報課)

【趣旨】

第5次犬山市総合計画の見直しにおいて基本構想及び基本計画を改訂するもの。

【内容】

<現行計画(平成23年3月策定)>

- ・計画期間：平成23年度～平成34年度の12年間（平成28年度で半分か経過）
- ・目指すまちの姿：人が輝き 地域と生きる“わ”のまち 犬山

<改訂の理由と目的(なぜ見直しを行うのか)>

1. 人口フレームの見直し
2. 社会情勢の変化に対応
3. 個別計画の時点修正が必要

<改訂のポイント>

- ・中間期の見直しのため、全面改定ではなく基本的にはアップデート
- ・変更すべき箇所と変更しない箇所を見極め、改訂作業を実施
- ・市民とともに策定を推進(総計審、アンケート、タウンミーティング等)
- ・他計画(総合戦略、都市計画マスタープラン)との連携を重視
- ・人口減少を見据えた初めての総合計画
人口の目標はH27年度策定の総合戦略を踏まえ修正
- ・土地利用について
総合計画は大まかな方向性を示すものとして見直しを実施
民間活力の導入など、可能性を閉ざさないような内容に修正
- ・計画全体にメリハリをつけるため施策の全体像を見直し。今後6年間に重点的に実施すべき3施策を設定
- ・個別施策は内容を確認の上、時点修正等を実施

【施行日】

—

市道路線の廃止及び認定について

(土木管理課)

【趣旨】

道路法第10条第3項の規定に基づき、1路線の廃止の議決及び同法第8条第2項の規定に基づき、1路線の認定をするもの。

【内容】

①市道路線の廃止

○路線名 市道塔野地84号線

○廃止理由 塔野地字下前田地区に工場（金属製品塗装工場）の建設計画がされており、路線が工場開発区域に含まれるため、一旦廃止するもの。

○廃止路線の総延長 666.30m

②市道路線の認定

○路線名 市道塔野地84号線

○認定理由 上記の工場開発により、一旦廃止した路線を同番号で終点を変更し認定し直すもの。

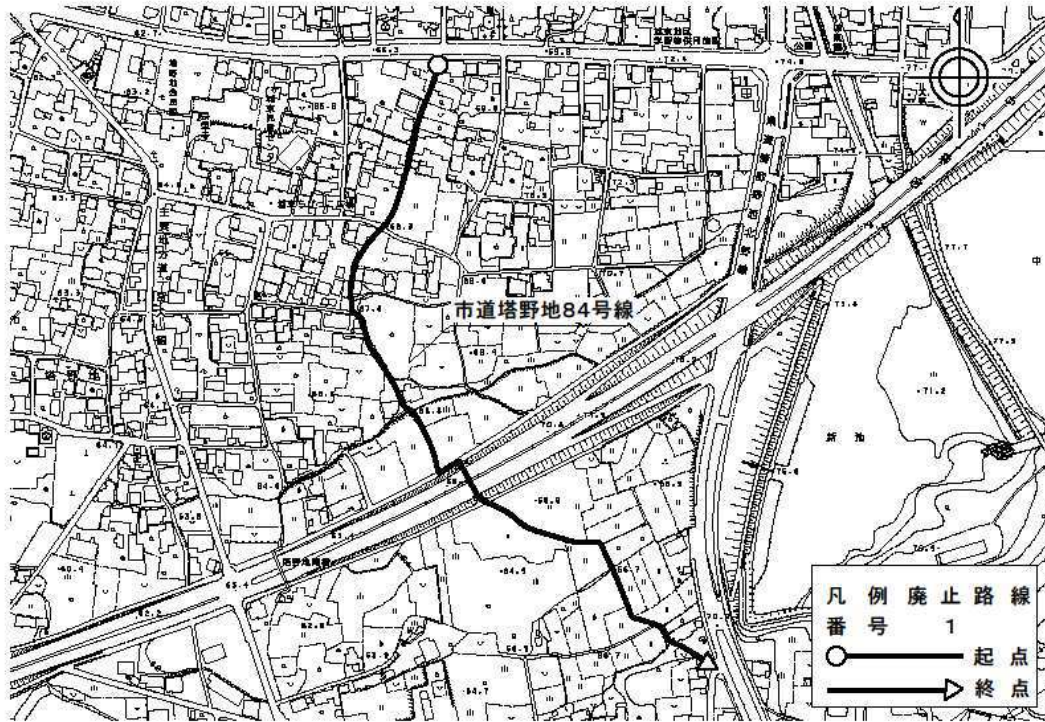
○認定路線の総延長 366.10m

※次ページの廃止・認定区間の図面を参照。

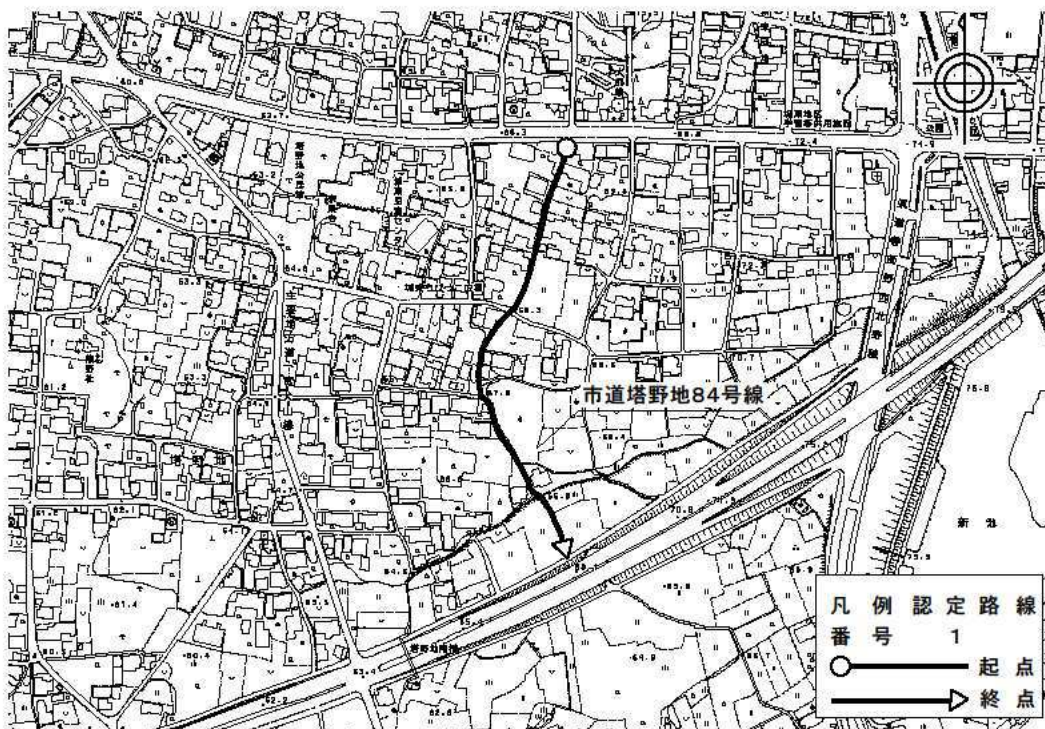
【施行日】

—

① 廃止



② 認定



5. 人事案件

犬山市公平委員会委員の選任について

(総務課)

【 趣旨及び内容 】

犬山市公平委員会委員の「齊木昭子」氏の任期が、本年5月13日をもって満了となるため、後任者を選任するにあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるもの。

後任委員	齊木昭子
生年月日	■
任 期	任命の日から4年

6. 平成29年度当初予算の概要

平成29年度全会計当初予算 総額 423億5,352万1千円

前年度比 8,721万円・0.2%の増加

平成29年度一般会計当初予算 総額 230億8,489万1千円

※平成28年度一般会計当初予算 総額 231億2,277万9千円

前年度比 3,788万8千円・0.2%の減少

1 歳入（一般会計）

予算規模全体のおよそ2分の1を占める市税は、総額114億5,026万8千円を計上し、平成28年度と比較すると、3億5,277万5千円の増額、対前年度比3.2%の増となった。

主な内訳として、昨年度に引き続き、個人所得の伸びに伴う個人市民税の増額、企業収益の増による法人市民税の増額、新增築家屋の増や企業の設備投資にかかる償却資産の増などによる固定資産税の増額、ここ1～2年のたばこの売り上げ本数の実績を基に市たばこ税についても増額を想定して、予算計上した。

- ・個人市民税 41億1,364万5千円 (前年度比 2,587万9千円・0.6%の増加)
- ・法人市民税 9億 201万4千円 (前年度比 1億5,893万2千円・21.4%の増加)
- ・固定資産税 51億4,106万2千円 (前年度比 1億1,499万円・2.3%の増加)
- ・市たばこ税 3億6,037万9千円 (前年度比 3,277万9千円・10.0%の増加)

地方交付税は、11億3,509万7千円を計上した。(前年度比 2億1,490万3千円・15.9%の減少) そのうち、普通交付税は、平成28年度の交付実績や市税収入などを勘案し、8億3,509万7千円を計上した。

国庫支出金は、児童手当や障害者自立支援に係る負担金のほか、防災公園街区整備事業や旧体育館跡地整備事業に係る社会資本整備総合交付金などとして、23億4,038万9千円を計上した。(前年度比 1億6,420万8千円・6.6%の減少)

その他の歳入

- ・繰入金 8億2,837万2千円 (前年度比 1億637万7千円・14.7%の増加)
- 財政調整基金 5億6,328万3千円 (前年度比 7,120万5千円・14.5%の増加)
- ふるさと犬山応援基金 1億2,736万3千円 (前年度比 6,515万1千円・104.7%の増加)

- 公共施設等管理基金 9,000万円（前年度比 950万円・11.8%の増加）
- ・繰越金 7億円（前年度比 2億円・22.2%の減少）
- ・市債 15億2,490万円（前年度比 2,290万円・1.5%の減少）
- 臨時財政対策債 8億円（前年度と同額）

2 歳出（一般会計）

目的別に歳出の主なものをみると、

- (1) 民生費 87億7,003万4千円（前年度比 3億4,263万円・4.1%の増加）

障害者、高齢者、児童に係る給付費、手当、医療費などを計上した。それぞれの対象者が概ね増加傾向にあることに加え、介護保険制度における地域包括支援センターの機能強化などに係る経費が計上されている。

- (2) 土木費 30億122万3千円（前年度比 5億8,831万5千円・16.4%の減少）

防災公園街区整備事業や都市計画の推進に係る経費などを計上した。昨年度から大きな減少となっているのは、平成28年度をもって羽黒中央公園の整備が完了し、関連経費が減少したことが要因となっている。

- (3) 教育費 26億1,081万2千円（前年度比 1億2,018万円・4.4%の減少）

従来の取り組みを継続するための経費のほか、楽田小学校の改築に係る経費を計上した。平成28年度と比較すると減少となっているが、懸案事項であった市内小学校のトイレの臭気対策と洋式化を実施するための経費を平成28年度の補正予算に前倒しで計上したことや、新体育館に係る初期備品購入費の減少が要因となっている。

平成29年度当初予算編成の特徴

- ・平成29年度は、市民サービス水準の堅持、事業の目的・取り組みの再検証や他市との比較などの業務の総点検、市民サービスの利便性・効率性・付加価値の向上、事業効果と市民の信頼を高めるための見せ方・伝え方の工夫、財源確保の創意工夫などに留意した予算編成とした。

【市民が主役のまちづくりを推進】 ※アンダーラインは新規事業

- ・ (仮称) 協働のまちづくり基本条例の検討 365万円
- ・ 人材活躍の場づくり（人材バンクの構築、支援組織の強化、人材育成など） 996万円

【健康市民づくりの推進】

- ・ 健康づくり推進（糖尿病性腎症予防プログラム作成、健康アプリの導入、犬健チャレンジなど） 652万5千円
- ・ 糖尿病予防推進（糖尿病重症化予防眼検診の新設） 398万円

【子育て支援の充実】

- ・ 母子健康づくり（子育て世代包括支援センターの開設、産婦健康診査の新設など） 6,764万1千円
- ・ 保育所管理（保育料の減額、マイ保育園事業の新設など） 7,729万8千円

【快適な都市空間の整備】

- ・ 都市計画推進（市街化区域内低未利用地利活用検討、道の駅などの誘致を含めた都市拠点・交流エリア基本構想策定など） 1,545万4千円
- ・ 空き家バンク・定住促進（空き家バンク活用補助の新設、定住サポート補助の継続） 1,569万7千円
- ・ 体育館跡地整備（旧体育館解体後の跡地周辺の整備） 7,540万円
- ・ 犬山駅前広場・連絡橋改修（東側エスカレーター改修、駅前広場噴水跡のリニューアル） 4,307万6千円
- ・ 公共下水道施設整備（前原台団地の下水道整備調査など） 3億7,946万5千円

【安心安全なまちを目指して】

- ・ 防災公園街区整備（防災公園、広場、駐車場、道路、消防北出張所などの整備）
2億6,791万6千円
- ・ 消防署北出張所庁舎整備 1億2,500万円

【産業振興】

- ・ 企業立地促進（企業誘致、活動支援など） 5,944万3千円

【歴史資産保存・活用】

- ・ 東之宮古墳整備 2,882万6千円
- ・ 文化史料館南館整備（からくり展示館の移転） 399万4千円
- ・ 犬山城調査・整備 1,389万2千円

【超高齢化社会への対応】

- ・ 介護保険包括任意事業（地域包括支援センターの委託化、生活支援コーディネーターの設置、認知症地域支援推進員の配置など） 1億5,865万9千円

【就学環境の改善】

- ・ 学校間ネットワーク運営管理（I C T機器やソフトの活用支援、タブレット端末導入によるインターネット活用環境の整備など） 8,971万1千円
- ・ 学校施設営繕（南小防音壁撤去、キュービクル改修工事など） 9,687万8千円
- ・ 中学生対象の地域未来塾開設

【積極的な財源確保】

- ・ ふるさと納税推進（記念品の見直し拡充、ガバメントクラウドファンディングの展開など）
6,814万4千円

7. 平成29年度 当初予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会計名		平成29年度 当初予算額 A	平成28年度 当初予算額 B	比較増減	
				対当初予算額 C = A - B	伸び率 C / B
一般会計		23,084,891	23,122,779	△ 37,888	△ 0.2
特別 会計	国民健康保険 特別会計	8,483,977	8,654,490	△ 170,513	△ 2.0
	犬山城 特別会計	182,165	192,886	△ 10,721	△ 5.6
	木曾川 うかい事業 特別会計	68,781	51,291	17,490	34.1
	公共 下水道事 業特別会 計	2,415,093	2,349,412	65,681	2.8
	農業 集落排 水事業 特別会 計	63,632	64,659	△ 1,027	△ 1.6
	介護 特別保 険特別 会計	5,191,605	4,962,347	229,258	4.6
	後期 高齢者 医療 特別会 計	1,138,762	1,119,654	19,108	1.7
小計		17,544,015	17,394,739	149,276	0.9
企業 会計	水道事業 会計	1,724,615	1,748,793	△ 24,178	△ 1.4
合計		42,353,521	42,266,311	87,210	0.2

※水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

8. 平成29年度 一般会計当初予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較増減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C = A - B	伸び率 C / B
*1 市 税	11,450,268	49.6	11,097,493	48.0	352,775	3.2
2 地 方 譲 与 税	234,000	1.0	230,000	1.0	4,000	1.7
3 利 子 割 交 付 金	10,000	0.0	9,000	0.0	1,000	11.1
4 配 当 割 交 付 金	67,000	0.3	98,000	0.4	△ 31,000	△ 31.6
5 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金	66,000	0.3	50,000	0.2	16,000	32.0
6 地 方 消 費 税 金 交 付 金	1,308,000	5.7	1,278,000	5.5	30,000	2.3
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 金 交 付 金	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0
8 自 動 車 取 得 税 金 交 付 金	111,000	0.5	82,000	0.4	29,000	35.4
9 地 方 特 例 交 付 金	52,000	0.2	54,000	0.2	△ 2,000	△ 3.7
10 地 方 交 付 税	1,135,097	4.9	1,350,000	5.8	△ 214,903	△ 15.9
11 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
*12 分 担 金 担 び 金 負 担 金	281,125	1.2	290,864	1.3	△ 9,739	△ 3.3
*13 使 用 料 及 び 料 手 数 料	533,905	2.3	529,786	2.3	4,119	0.8
14 国 庫 支 出 金	2,340,389	10.1	2,504,597	10.8	△ 164,208	△ 6.6
15 県 支 出 金	1,385,535	6.0	1,355,890	5.9	29,645	2.2
*16 財 産 収 入	23,524	0.1	23,040	0.1	484	2.1
*17 寄 附 金	162,518	0.7	102,532	0.4	59,986	58.5
*18 繰 入 金	828,372	3.6	721,995	3.1	106,377	14.7
*19 繰 越 金	700,000	3.0	900,000	3.9	△ 200,000	△ 22.2
*20 諸 収 入	841,258	3.6	867,782	3.8	△ 26,524	△ 3.1
21 市 債	1,524,900	6.6	1,547,800	6.7	△ 22,900	△ 1.5
合 計	23,084,891	100.0	23,122,779	100.0	△ 37,888	△ 0.2
* 自 主 財 源	14,820,970	64.2	14,533,492	62.9	287,478	2.0
依 存 財 源	8,263,921	35.8	8,589,287	37.1	△ 325,366	△ 3.8

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

9. 平成29年度 一般会計当初予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較 増 減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 議 会 費	265,406	1.1	265,358	1.1	48	0.0
2 総 務 費	2,182,905	9.5	2,103,584	9.1	79,321	3.8
3 民 生 費	8,770,034	38.0	8,427,404	36.4	342,630	4.1
4 衛 生 費	2,135,771	9.3	2,099,833	9.1	35,938	1.7
5 農 林 業 費	246,586	1.1	254,922	1.1	△ 8,336	△ 3.3
6 商 工 費	776,082	3.4	835,397	3.6	△ 59,315	△ 7.1
7 土 木 費	3,001,223	13.0	3,589,538	15.5	△ 588,315	△ 16.4
8 消 防 費	964,955	4.2	840,226	3.6	124,729	14.8
9 教 育 費	2,610,812	11.3	2,730,992	11.8	△ 120,180	△ 4.4
10 災 害 復 旧 費	8	0.0	8	0.0	0	0.0
11 公 債 費	2,101,108	9.1	1,945,516	8.4	155,592	8.0
12 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予 備 費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
合 計	23,084,891	100.0	23,122,779	100.0	△ 37,888	△ 0.2

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

10. 平成29年度 一般会計当初予算歳出性質別表

(単位：千円・%)

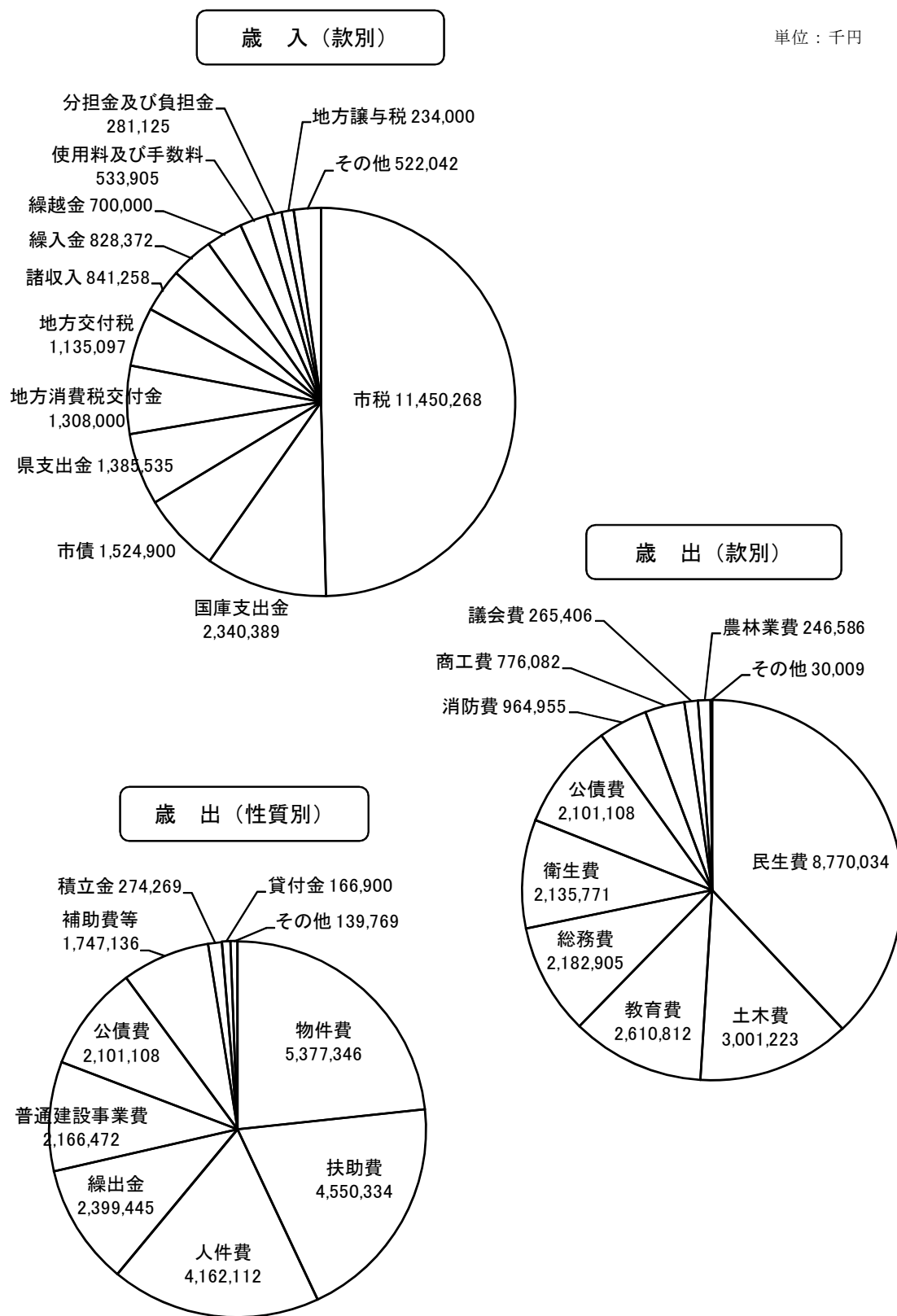
区 分	平成29年度		平成28年度		比 較 増 減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C = A - B	伸び率 C / B
1 人 件 費	4,162,112	18.0	4,028,984	17.4	133,128	3.3
2 物 件 費	5,377,346	23.3	5,490,378	23.7	△ 113,032	△ 2.1
3 補 助 費 等	1,747,136	7.6	1,805,094	7.8	△ 57,958	△ 3.2
4 扶 助 費	4,550,334	19.7	4,289,086	18.5	261,248	6.1
5 維 持 補 修 費	109,761	0.5	67,188	0.3	42,573	63.4
6 普 通 建 設 費 事 業 費	2,166,472	9.4	2,684,821	11.6	△ 518,349	△ 19.3
7 繰 出 金	2,399,445	10.4	2,399,957	10.4	△ 512	0.0
8 貸 付 金	166,900	0.7	166,900	0.7	0	0.0
9 積 立 金	274,269	1.2	214,847	0.9	59,422	27.7
10 公 債 費	2,101,108	9.1	1,945,516	8.4	155,592	8.0
11 災 害 復 旧 費 事 業 費	8	0.0	8	0.0	0	0.0
12 予 備 費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
合 計	23,084,891	100.0	23,122,779	100.0	△ 37,888	△ 0.2

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

11. 平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出構成比表

予 算 規 模
23,084,891 千円

単位：千円



12. 平成29年度新規及び主要事業

(仮称) 協働のまちづくり基本条例の検討

365万円

(企画費総額)

【目的】

人口減少により、地域の担い手不足が深刻な課題となりつつある中、地域コミュニティを維持し、地域の活力を生み出すことが喫緊の課題となっている。そのため、市民の活躍の場づくりを進めるうえで必要な、多様な人材の参画や官民協働などの仕組みの指針となるような条例の検討を進める。

【概要】

官民協働のための基本的なルールなどについて定めた(仮称)協働のまちづくり基本条例について検討する。

検討のプロセスそのものを「活躍の場」と位置づけ、できる限り多くの市民の意見を聞きながら、市民が必要だと考えることを盛り込んだ条例を目指す。

○事業内容

- ・ 条例制定のための情報収集・整理
- ・ 市民会議の運営
- ・ 市民意向の把握 など

【事業費】

3月議会当初予算額 365万円

※内訳

条例検討支援業務 270万円

その他 95万円

ふるさと納税推進

6, 814万4千円
(収管み差額)

【 目的 】

ふるさと納税により犬山市へご寄附頂いた方へ記念品を贈呈するなどして、寄附金の増加を図ることで、自主財源の確保をするとともに、当市と市内事業者のPRのほか、消費を伴う産業の活性化を図る。

【 概要 】

①平成29年度からは、インターネットによる寄附の申込サイトを1つ増やす(ふるさとチョイスに加えて楽天を追加予定)など、記念品の見直し・拡充(2月10日現在105品目)や効果的なPR媒体の利用により、寄附額の増加を図る。

《寄附金額の実績と目標》

H27年度：69,492千円、H28年度：120,083千円(4～12月末現在)、

H29年度(目標)：160,000千円

②ふるさと納税制度を活用し、犬山らしい特定の事業を対象とした寄附を募る取り組みであるガバメントクラウドファンディングを併せて展開していく。

《実績と予定》

H28年度：木曾川うかい事業 寄附実績額2,040千円

H29年度：東ノ宮古墳関連事業(予定)

【 事業費 】

3月議会当初予算額 6, 814万4千円

※内訳

ふるさと納税記念品	6, 048万円
委託料(インターネット申込受付サービス委託料)	291万6千円
使用料(インターネット申込受付フォーム使用料等)	158万1千円
その他	316万7千円

人材活躍の場づくり

996万円

(地域基金)

【目的】

市内の人材情報を取りまとめ、様々な地域資源を「活躍できる場」として設定し、それらのマッチングが円滑に進むような体制を整えることで、地域、経済、文化など様々な形による市民の社会参画を促す。当事業は、第5次総合計画の中間見直しに伴う重点施策のひとつの事業として位置づけられ、特に、地域課題と資源をつなぎ、課題解決に向けた取り組みを企画、調整する仕組みとして中間支援機能を強化することで、様々な活躍する市民により地域課題が解決されていく市民協働社会の実現を図ることを目的としている。

【概要】

(1) 事業の構成内容

① (仮称) 人材バンクの構築

市内の人材及び場(場所、機会)の情報を地域資源として発掘、取りまとめを行い、課題解決につながるシステムを構築する。対象は従来のNPOや地域団体にとどまらず、ソーシャルビジネスも視野に入れた事業所、企業、個人も対象として、地域の課題解決やまちの魅力創出につなげる。

② 中間支援機能の強化

①の資源と地域課題の間に入り、解決に向けた取り組みを調整、企画する仕組みとして、中間支援組織の機能強化を図る。

③ 官民協働のステージによる人材育成

各種行政課題をテーマとした官民協働の場を設定し、多様な主体による協働のまちづくりに向けた人材育成を行う。

④ (仮称) 市民活躍の場づくり補助金の創設

様々な形で市民が活躍する事業に対して助成する制度を創設し、市民の社会参画を促進する。なお、現行の市民活動助成金は、より公益を担う社会活動を推進する内容へ改変する。

(次ページに続く。)

⑤地域の課題解決モデル事業の実施

小学校区単位のコミュニティ推進協議会による、地域の課題解決に向けた事業の企画づくりを支援し、モデル事業を実施する。

(2) 財源

地方創生推進交付金：498万円（事業費の1/2補助 3年間）

(3) 交付金終了時点での事業ビジョン

- ・①の（仮称）人材バンクについては、市民が社会の中で活躍する具体的な仕組みとして構築し、人材、地域資源の発掘も継続的に実施していくとともに、市民活動支援センターの中間支援機能として、活発な運用を目指す。
- ・小学校区単位のコミュニティ推進協議会に対し、人材や情報を提供し、各地域の課題解決に向けた取り組みを推進、支援していく。

【事業費】

3月議会当初予算額 996万円

※内訳

人材バンク構築・運営委託	476万円
中間支援再構築委託	300万円
地域の課題解決支援事業委託料	100万円
地域の課題解決モデル事業委託料	20万円
（仮称）市民の活躍の場づくり補助金	100万円

健康づくり推進

652万5千円

(歳入歳出決算)

【 目的 】

市町村健康増進計画「いぬやま健康プラン21」に基づき、市民が健康に対する意識を高めライフステージに応じた健康づくりに自ら取り組むことができるよう支援していく。

【 概要 】

①内容

- ・健康プラン21計画の推進を目的とした事業
- ・メタボリックシンドローム（内臓肥満）予防を目的とした特定保健指導
- ・糖尿病や慢性腎臓病予防講座 等

②新規事業

- ・糖尿病性腎症に着目した予防プログラムの作成
- ・ウォーキングの推進を目的として構築する健康アプリを通して若年層への健康意識を高めるとともに健康情報の発信、利用状況のデータ収集・分析を行ない保健指導に生かす。

【 事業費 】

3月議会当初予算額 652万5千円

※内訳

健康づくり推進事業	289万7千円
特定保健指導事業	42万円
糖尿病予防推進事業	87万3千円
自殺対策事業	21万8千円
健康アプリ事業	211万7千円

糖尿病予防推進（糖尿病重症化予防眼検診）

398万円
(健康推進課)

【 目 的 】

糖尿病の慢性合併症である糖尿病網膜症は、他の全身合併症より早期に発症する可能性が高いことから、糖尿病のリスクの高い者を抽出し、検診の機会を提供することで糖尿病網膜症を早期発見し治療につなぎ、糖尿病の重症化を予防する。

【 概 要 】

①内容

市特定健康診査受診者のうち、条件（※）に該当するハイリスク者に対し個別に通知し、市内の眼科専門医にて検診を実施。検診結果をかかりつけ医に情報提供し、その後の糖尿病の治療継続につなげる。

※対象者の条件（案）

- ・糖尿病の診断基準にも使われている空腹時血糖126mg/dl以上
（基準値 … 100mg/dl未満）
または、HbA1c（過去1～2か月の血糖値をみることができる検査）
7.0%以上（基準値 5.6%未満）

※特定健康診査による対象者は800名程度を想定

【 事 業 費 】

3月議会当初予算額 398万円

※内訳

検診委託 374万円

その他 24万円

母子健康づくり

6, 764万1千円
(健康推進課)

【目的】

妊娠期から子育て期にわたるまでの、母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等が総合的相談支援をすることにより、顔の見える関係を築き、切れ目のない支援を提供する。

【概要】

①新規事業

名称) 子育て世代包括支援センター事業

場所) 保健センター

対象者) 妊娠期から出産、子育て期までの方

内容) ①個別面接 ②個別支援プランの策定 ③子育て事業等へのつなぎ

②関連事業

- ・産婦健康診査（1人1回補助）の開始
- ・保健センタートイレの一部洋式化改修工事

【事業費】

3月議会当初予算額 6, 764万1千円

※内訳

母子健康づくり（子育て世代包括支援センター事業含む） 409万4千円

母子健康診査（妊婦健康診査、乳児健康診査、産婦健康診査など）

6, 273万7千円

不妊治療助成

81万円

都市計画推進

1, 545万4千円
(都市計画課)

【 目的 】

都市計画マスタープランの中間見直しにより新たな都市拠点及び交流エリアに位置付けられる、橋爪・五郎丸地区について基本構想を策定します。また、市街化区域内の都市的低・未利用地の利活用や都市計画道路見直しの検討を進めます。

【 概要 】

①新たな都市拠点及び交流エリア基本構想策定業務

都市計画マスタープランの中間見直しにより新たな都市拠点及び交流エリアに位置付けられる橋爪・五郎丸地区において、総合計画の新たな交流拠点としての施策である「地産地消を促進し犬山の特性を活かした施設（道の駅等）誘致」を含め、都市拠点・交流エリアに必要な機能、規模、配置を検討し基本構想を策定する。

②市街化区域内低未利用地利活用検討業務

市街化区域内の都市的低未利用地について、駅周辺地域を中心に課題を整理し、有効な利活用の方針・方策の検討を進める。

③都市計画見直し業務

都市計画道路見直し候補路線の内、（都）浄心線について、都市計画変更の検討を進める。

【 事業費 】

3月議会当初予算額 1, 545万4千円

※内訳

都市計画基礎調査	410万4千円
市街化区域内低未利用地利活用検討業務	387万8千円
新たな都市拠点及び交流エリア基本構想策定業務	557万3千円
その他	189万9千円

空き家バンク

269万7千円
(都市計画課)

【目的】

近年増加している「空き家」をまちの資産と考え、昨年10月より空き家バンクを活用することで、定住人口の促進や地域の環境改善などを図っている。

来年度、掲載物件の改修費の一部を支援すること等で、更なる空き家の流通促進を図り、居住することで良好な影響をもたらすもの。

【概要】

①新規事業

名称) 空き家バンク活用事業

内容) 改修補助 上限40万円×5件 計 200万円

- ・一般活用補助・・・一般住宅のリフォーム
- ・公衆的活用補助・・・広く住民が利用できる施設等改修
(国庫補助対象となる場合は上乘せ予定)

活用奨励金 3万円×5件 計 15万円

- ・空き家バンク登録物件の購入や賃貸した場合に対象となる。

【事業費】

3月議会当初予算額 269万7千円

※内訳

空き家バンク活用補助金 215万円

その他 54万7千円

定住促進

1,300万円
(都市計画課)

【目的】

近年犬山に住みたいという人に対して、積極的に受け入れるような支援を行っているが、特に本事業は若い世代が犬山に移住する住宅取得などの費用を支援し、定住人口の増進が進めば、地域の活性化や歴史文化の伝承など様々な面に良好な影響をもたらすもの。

【概要】

①ふるさと定住促進サポート事業

同居支援型 上限60万円×15件 計900万円

近居支援型 上限20万円×15件 計300万円

②働きて定住促進サポート事業

在勤支援型 上限20万円×5件 計100万円

※平成29年2月現在の実績

同居支援型15件、近居支援型20件、在勤支援型1件

【事業費】

3月議会当初予算額 1,300万円

※内訳

ふるさと定住促進サポート補助金 1,300万円

防災公園街区整備

2億6,791万6千円
(都市計画課)

【目的】

快適な生活空間の創出と地震災害に対する不安の解消を図るため、地域防災計画により地震災害時の広域避難場所として指定されている旧名古屋証券総合運動場の取得及び整備を進める。

【概要】

事業期間) 平成26年度～平成30年度

事業内容)

内田防災公園(近隣公園)・多目的広場・常設駐車場・アクセス道路・消防署北出張所・雨水地下貯留施設の整備

平成29年度事業)

- ・内田防災公園の一部の用地取得及び公園整備
- ・休憩施設の整備

<供用開始済>

- ・雨水地下貯留施設

<整備完了予定>

- | | |
|--------------|---------|
| ・アクセス道路 | 平成28年度末 |
| ・内田防災公園 | 平成29年度末 |
| ・多目的広場・常設駐車場 | 平成29年度末 |
| ・消防署北出張所 | 平成30年度中 |

【事業費】

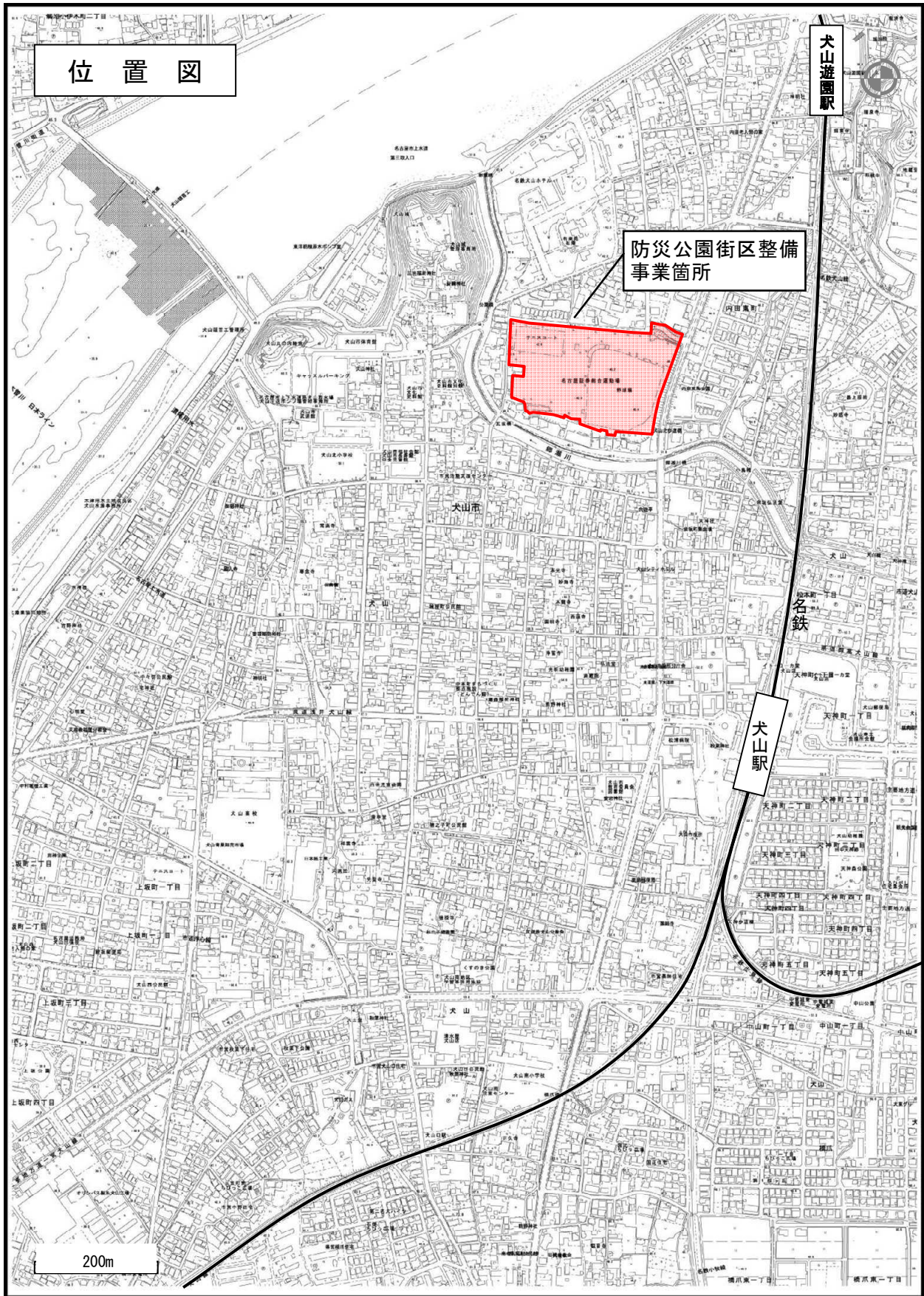
3月議会当初予算額 2億6,791万6千円

※内訳

防災公園街区整備費負担金 2億2,815万円

防災公園街区整備休憩設備新築工事 3,726万円

その他 250万6千円



体育館跡地整備事業

7, 540万円
(整備課)

【目的】

旧犬山市体育館を取り壊した跡地を、国宝犬山城の風景と調和する周辺整備を行う。

【概要】

がけ地の法面を整形整備

犬山丸の内緑地、観光駐車場と城前広場を接続する空間整備

案内看板の設置

【事業費】

3月議会当初予算額 7, 540万円

※内訳

体育館跡地広場整備工事 7, 000万円

案内看板設置工事 540万円

※財源として観光事業振興基金の活用を検討



犬山駅前広場・連絡橋改修

4, 307万6千円

(土木管理課)

【目的】

犬山駅東西連絡橋は、昭和60年の開通以来長年経過したため、平成27年度に実施した「東西連絡橋点検業務委託」の点検結果等を踏まえて策定した修繕計画に基づき、東側エスカレーターの改修工事を行う。

犬山駅東西広場噴水スペースについては、今後の維持管理のしやすさを考慮し、花のおもてなしで魅力アップするリニューアルを行う。

【概要】

事業期間) 平成29年度

平成29年度事業)

- ・東側エスカレーター改修工事及び建築付帯工事
- ・東西広場噴水跡の既設配管撤去、みかげ石・玉砂利敷設、低木植栽等の整備

【事業費】

3月議会当初予算額 4, 307万6千円

※内訳

犬山駅東西連絡橋昇降機改修工事 3, 686万6千円

犬山駅前広場噴水跡整備業務 216万円

犬山駅前広場改修工事 405万円

北出張所庁舎整備

1億2,500万円
(消防総務課)

【目的】

現在の消防署北出張所の建物は、昭和38年に建設され54年が経過し老朽化が進み、平成16年に実施した耐震診断において基準値を満たしていないことから、内田防災公園整備事業に合わせ旧名古屋証券総合運動場北東部へ移設し、平成30年度中の開設を目指し整備する。

【概要】

《これまでの経過》

平成27年度 消防署北出張所用地取得、
平成28年度 管理棟・浄化槽撤去工事、地質調査委託、
造成・基本・実施設計委託
平成29年度 造成工事・建設工事
平成30年度 開設予定

【事業費】

3月議会当初予算額	1億2,500万円
※内訳	
造成工事	3,500万円
北出張所建設工事	9,000万円

学校間ネットワーク運用管理

8, 971万1千円

(学校教育課)

【目的】

犬山市教育委員会と学校、学校間相互の情報交換をネットワーク上で実現し、迅速な情報共有を可能とするとともに、児童・生徒などの情報を効率的に管理する。

また、犬山の学校教育の基本理念である「学びの学校づくり」に資するシステムとして、構築を図り運用する。

【概要】

機器の導入、システム再構築、保守・運用、運営支援を請け負う包括的業務委託契約の更新

《具体的内容》

- ・校務支援パソコン、児童・生徒用パソコンの賃貸借、ハードウェア保守及びソフトウェアサポートの実施。
- ・導入ソフトの活用支援、授業におけるICT機器活用における支援を行うとともに提案型のサポートを行う。
- ・保健業務を電子化することで、学校での集計、さらに教育委員会における報告集計業務を効率的に行う。
- ・タブレット端末を導入し、普通教室でのグループ学習など利用目的に応じてインターネットを活用できる環境を整備する。

【事業費】

3月議会当初予算額	8, 971万1千円
※内訳	
学校間ネットワーク包括的業務	6, 940万1千円
専用回線使用料	377万円
ネットワーク機器リース料	556万2千円
プロジェクター等購入費	473万9千円
その他	623万9千円

保育所管理

7, 729万8千円
(子ども未来課)

【 目 的 】

公立保育所の管理・運営を行う。

【 概 要 】

公立13園で実施する0歳から就学前までの乳幼児を保育するための運営管理。総合的な子育て支援を行うため以下の保育事業を行う。

- ・統合保育（障害児保育）
- ・延長保育
- ・一時保育
- ・病後児保育
- ・0歳児マイ保育園事業《新規》

内 容) 妊婦や0歳児の親の子育てへの不安を解消し、安心して出産を迎え、順調に初めての育児ができるようにする。担当者として、保健師1名を配置する。

実施園) 五郎丸子ども未来園、楽田西子ども未来園

対 象) 第一子の妊婦、0歳児（第一子）の子どもとその母親
(いずれも夫（父親）の同行可)

利用日・時間) 月～金曜日、午前9時～11時までのうち1時間

【 事 業 費 】

3月議会当初予算額 7, 729万8千円

※内訳

報償金（園医・歯科医・薬剤師） 1, 256万2千円

消耗品費 1, 182万6千円

光熱水費 2, 785万8千円

その他 2, 505万2千円

東之宮古墳整備

2, 882万6千円
(歴史まちづくり課)

【目的】

東之宮古墳の恒久的な保存を図るために、史跡整備を行う。

【概要】

①史跡整備事業

史跡東之宮古墳整備委員会や国、県の指導を受けながら平成29年度は国庫補助制度を活用した古墳周辺の景観や墳丘保護のための伐採を主とした整備工事を行う。

②史跡東之宮古墳保存活用計画策定事業

整備方針、整備後の保存・管理・活用等について検討する専門委員会を立ち上げ『史跡東之宮古墳保存活用計画』を策定する。

【事業費】

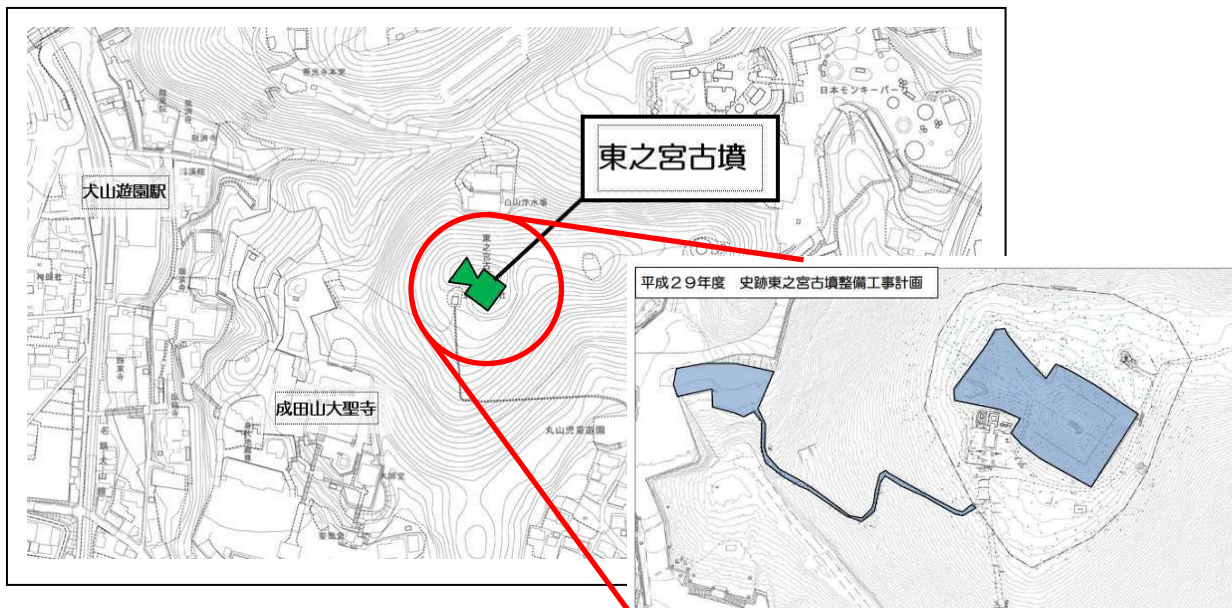
3月議会当初予算額 2, 882万6千円

※内訳

設計管理委託 385万6千円

保存活用計画策定委託 395万3千円

整備工事 2, 101万7千円



文化史料館南館整備

399万4千円
(歴史まちづくり課)

【目的】

犬山祭がユネスコ無形文化遺産に登録され、今後ますますからくり文化への関心が高まるものと予想される。また、現在からくり展示館がある場所は土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されていることと、借地料の経費削減のためにも移転が必要である。

以上のことから、市民及び観光客のニーズに答えるため、また災害に備えるため、文化史料館南館として整備を行う。

【概要】

《予定》

平成29年度 基本設計及び地質調査

平成30年度 実施設計

平成31年度 施工

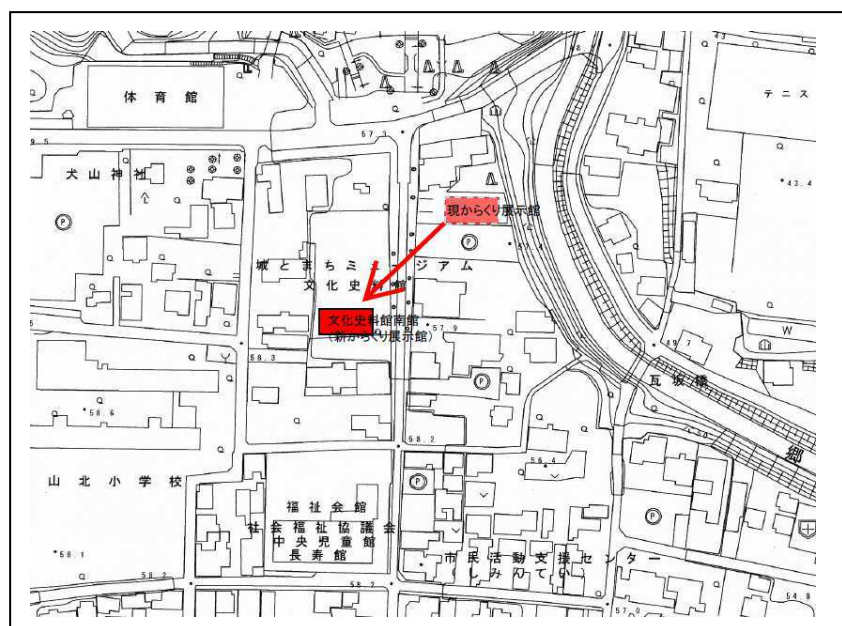
【事業費】

3月議会当初予算額 399万4千円

※内訳

地質調査委託 51万6千円

基本設計委託委託 347万8千円



犬山城 調査・整備

1, 389万2千円
(歴史まちづくり課)

【 目的 】

管理団体として、国宝犬山城天守を恒久的に保存する責務を果たすために、城郭内に残存する遺構等の発掘調査を実施し、歴史的価値を把握する。

【 概要 】

①犬山城天守耐震補強及び修理に係る基本設計及び設計監理事業

平成30年度以降に実施予定の犬山城天守耐震補強及び修理工事施工に係る仕様等を定める。

②旧犬山市体育館跡地発掘調査事業

かつて犬山城の西御殿が所在したとされる旧犬山市体育館跡地で発掘調査を実施し、西御殿に関する遺構等の残存状況を確認する。

【 事業費 】

3月議会当初予算額 1, 389万2千円

※内訳

設計管理委託 216万円

発掘調査委託 878万5千円

その他 294万7千円

※犬山城登閣料を財源に実施

公共下水道施設整備

3億7,946万5千円
(下水道課)

【目的】

下水道施設の整備をすることにより、快適な生活環境や公共用水域の水質保全を図る。また、前原台団地の集中浄化槽老朽化問題の早期解消のため、公共下水道整備に着手する。

【概要】

- ①北笠屋地区の測量、実施設計業務
- ②上野地区（上野字向米野、大野地区）の污水管きょ布設工事
- ③前原台団地公共下水道整備（世帯数：約700）

《予定》平成29年度	テレビカメラ調査、誤接続調査
平成30年度	測量及び実施設計
平成31～34年度	幹線管きょ築造工事
平成35～39年度	枝線管きょ布設工事（団地内）
平成40年度	枝線管きょ布設工事、ポンプ場整備、 圧送管整備（団地内）

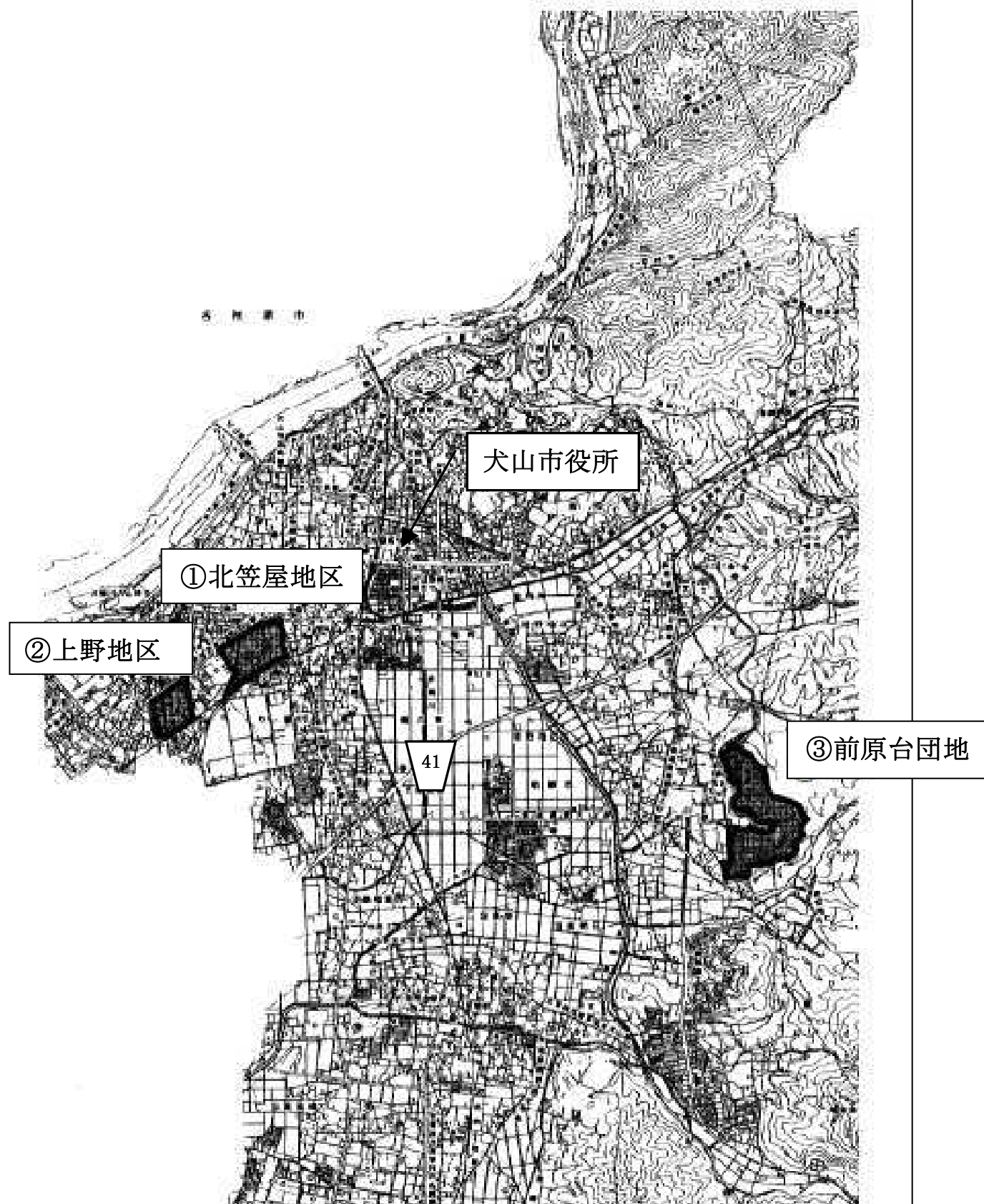
【事業費】

3月議会当初予算額 3億7,946万5千円

※内訳

管路調査委託（前原台団地）	2,200万円
地下埋設物調査委託（北笠屋）	100万円
測量実施設計委託（北笠屋）	2,200万円
污水枝線管きょ布設工事等	2億9,450万円
その他	3,996万5千円

公共下水道施設整備 位置図



介護保険・包括任意事業

1億5,865万9千円

(長寿社会課)

【目的】

地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークを構築し、介護予防の推進と保健・医療・福祉に関する相談・支援等を包括的に実施する。

【概要】

①包括的支援事業

地域包括支援センター運営の委託化。(5地区に設置)

②生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を進める。

③認知症施策推進事業

認知症の方を支援するための事業を実施する。

④在宅医療介護連携推進事業

在宅医療・介護が連携し高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりを進める。

【事業費】

3月議会当初予算額 1億5,865万9千円

※内訳

包括的支援事業 1億2,824万3千円

生活支援体制整備事業 1,326万7千円

認知症施策推進事業 635万7千円

在宅医療介護連携推進事業 230万6千円

その他 848万6千円

13. 平成29年3月補正予算の概要

○ 補正額

犬山市全会計で、1億6,236万3千円

3月補正後における予算の総額は、442億7,749万円となった。

補正額の内訳として、

一般会計は、1億6,734万2千円を増額

補正前の予算と比較して、0.7%の増加となった。

特別会計は、497万9千円を減額

補正前の予算と比較して、0.03%の減少となった。

企業会計は、予算総額には増減の生じない補正を実施

○ 予算額の比較

・当初予算（全会計）との比較

20億1,117万9千円の増額

率にして、4.8%の増加となった。

・昨年度の最終補正後の予算（全会計）との比較

14億692万2千円の減額

率にして、3.1%の減少となった。

14. 平成29年3月補正後予算会計別総括表

会 計 名		補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		24,041,512	167,342	24,208,854
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	9,185,832	0	9,185,832
	犬 山 城 費 特 別 会 計	304,377	491	304,868
	木 曾 川 う かい 事 業 費 特 別 会 計	50,911		50,911
	土 地 取 得 特 別 会 計	廃会計		
	公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	2,343,785	△ 5,470	2,338,315
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	64,809		64,809
	介 護 保 険 特 別 会 計	5,248,460		5,248,460
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	1,131,677		1,131,677
小 計		18,329,851	△ 4,979	18,324,872
企業会計	水 道 事 業 会 計	1,743,764	0	1,743,764
合 計		44,115,127	162,363	44,277,490

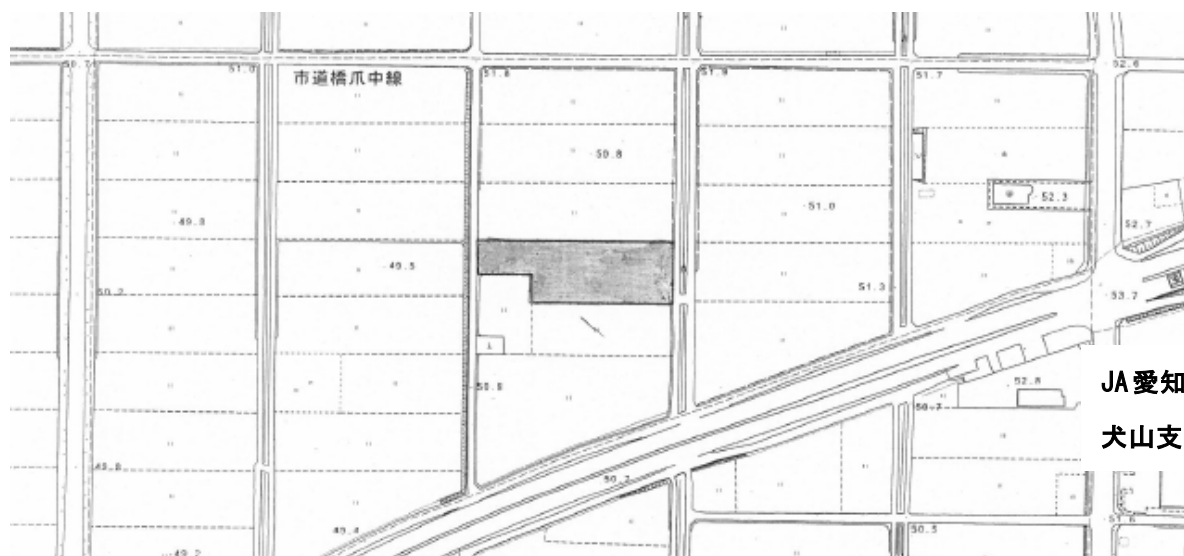
※土地取得特別会計は、平成27年度をもって廃止しました。

※水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

15. 平成29年3月補正予算案に計上した主なもの

地域農業活性化事業補助金	5,929万3千円 (産業課)
【目的】 公益社団法人犬山市シルバー人材センターの農業事業実施のためのビニルハウス整備にかかる費用を補助するもの。 シルバー会員の就業機会を安定的に確保するとともに、会員の農業技術習得により市内農家への農作業支援体制強化等を図る。また、農産物による収入確保をセンターの財政安定化につなげる。	
【概要】 平成27年度は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、シルバー人材センターにて基本計画を策定した。平成28年度は地方創生加速化交付金により、栽培研修や実施設計を行っている。 今回、地方創生拠点整備交付金を活用してビニルハウスを設置するもので、ハウス内でフィルム農法によるミニトマト栽培を行う計画である。	
施設)	ビニルハウス 1, 296㎡
土地)	犬山市橋爪東四丁目49番地1 (市所有地)
	※次ページの位置図を参照
《 予 定 》	
平成29年10月～12月	ビニルハウス整備
平成30年 1月～	栽培開始 (平成30年3月～収穫予定)
【事業費】	
補正前予算額	0千円
補正後予算額	5,929万3千円
うち地方創生拠点整備交付金	1,874万1千円

ビニルハウス位置図



JA 愛知北
犬山支店